

「令和9年度厚生労働科学研究」に対する御意見募集 (パブリック・コメント)について

令和8年8月25日
厚生労働省大臣官房厚生科学課

- 厚生労働科学研究の交付対象となる研究課題を設定するに当たっては、厚生科学審議会科学技術部会において、「取り組むべき課題について、パブリック・コメントを実施し、広く意見を聴取する」としてとされています。
- このため、令和9年度厚生労働科学研究について、広く皆様からの御意見を募集します。

1 厚生労働科学研究とは

(1) 目的

厚生労働科学研究は、「厚生労働科学研究の振興を促し、もって、国民の保健、医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等に関し、行政施策の科学的な推進を確保し、技術水準の向上を図ること」を目的とし、毎年度、e-Rad（府省共通研究開発管理システム）、厚生労働省ホームページ等を通じて、研究課題の募集を行っています。

(2) 特徴

厚生労働科学研究は、行政政策研究分野、疾病・障害対策研究分野、健康安全確保総合研究分野の3分野から構成されています。

外部の専門家の御意見や行政上の必要性等を踏まえ、研究事業ごとに、国民の保健医療、福祉、生活衛生、労働安全衛生等の課題を解決する「目的志向型の研究課題設定」を行い、その上で、原則として公募により研究課題及び研究班を募集し、評価委員会の評価を経て、採択を決定します。

一年の流れ及び評価の仕組みについては、以下のホームページを参照してください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkyuu/jigyuu/pdf/rf-one-year-flow.pdf>

2 厚生労働科学研究及び AMED 研究の位置付け

国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）が平成 27 年 4 月 1 日に設立され、平成 27 年度以降、健康・医療分野の「研究開発」に係るものについては、AMED が公募を行っています。

一方、食品衛生、労働安全衛生、化学物質対策、危機管理等の国民の安全確保のために必要な研究や、厚生労働省の施策の科学的知見に基づく推進のために必要な研究については、厚生労働省が公募等を実施しています。

3 厚生労働科学研究についての御意見募集

厚生労働科学研究については、厚生科学審議会科学技術部会において、毎年度、概算要求前の評価、成果に関する評価等を実施し、これまでも研究事業の適正な実施に努めてきたところです。

平成 22 年 10 月 13 日の第 60 回厚生科学審議会科学技術部会において、今後の厚生労働科学研究について議論がなされ、「取り組むべき課題について、パブリック・コメントを実施し、広く意見を聴取する。」とされています。このため、別添の厚生労働省が実施する令和 9 年度厚生労働科学研究の概要について、広く皆様からの御意見を募集します。

今後の手続きについては、お寄せいただいた御意見を参考に公募要項を作成し、厚生科学審議会科学技術部会の審議を経て、公募を行う予定です。

4 御意見募集期間

令和 8 年 8 月 25 日（火）から令和 8 年 9 月 25 日（金）まで（必着）

※ 郵便についても、募集期間内の必着とします。

5 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）（ <https://www.e-gov.go.jp/> ）

6 御意見の提出方法

御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。その際、件名に「令和 9 年度厚生労働科学研究について」と明記して御提出ください。電話での受付はできませんので御了承ください。

（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集案件」における各案件詳細画面の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認のうえ、意見入力へのボタンをクリック

し、「パブリック・コメント：意見入力」より提出を行ってください。

(2) 電子メールを使用する場合

電子メールアドレス：kouseikagaku@mhlw.go.jp

厚生労働省大臣官房厚生科学課厚生労働科学研究担当 宛て

※意見の提出を装ってウイルスメールが送信される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口(e-Gov)を極力ご利用くださいますよう、御協力の程よろしくお願いいたします。

※スパムメール防止のため、@を※としております。送信の際には恐れ入りますが、@（半角）に変換し、お送りください。

※ウイルス対策のため、添付ファイルは開くことができません。必ずメール本文に直接御意見を御記入ください。

※判別のため、件名は「令和9年度厚生労働科学研究について」と明記して御提出ください。

(3) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省大臣官房厚生科学課厚生労働科学研究担当 宛て

7 御意見提出に当たっての注意事項

- ・ 個別の事業に対する御意見を提出される際には、どの事業に対する御意見であるかが判別できるよう、事業名も併せてご記載ください。
- ・ 提出いただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください。(御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。)。お寄せいただいた御意見について、個別の回答はいたしかねます。また、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。
- ・ 自ら行おうとする研究を推薦するような御意見については、対応いたしかねますので、御留意願います。

8 参考資料

- ・ 今後の厚生労働科学研究における主な研究課題等について(平成22年10月13日厚生科学審議会科学技術部会資料)

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000ub3q-att/2r9852000000ubkx.pdf>

- ・ 厚生労働省の令和 9 年度研究事業に関する評価【概算要求前の評価】（令和 8 年 7 月 22 日厚生科学審議会科学技術部会了承）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001739569.pdf>
- ・ 厚生労働科学研究の概要
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/index.html>